

シリーズ 西脇市自治基本条例

①自治基本条例ってなんだろう？

自治の推進

まちの課題は、地域社会や経済環境の変化に伴い変わっていくものであり、私たちの自治のあり方もそれに合わせていく必要があります。

私たちが暮らすまちで、今どんなことが公共的課題となっているか、また、それをより良く解決するためにはどうしたらいいのか。その答えはこのまちで暮らす私たち自らが出さなければなりません。

このような考え方から、「市民」「議会」「市長」という自治の担い手が、それぞれの役割を担いながら、自治を一層推進していくことが必要と考えています。

そのため、西脇市では市民で構成された「西脇市自治基本条例検討委員会」が条例原案を作成し、「自治基本条例」の制定に向け取り組んでいます。

自治基本条例の内容は？

- ・西脇市に必要なもの？
- ・市民にとって良いことがあるの？
- ・今、必要なの？
- ・誰が考えているの？

このシリーズでは、これらの疑問にお答えしていきます。

①自治基本条例を一言でいうと

市民が主役となり、まちづくりを進めるためのルールと考えています。

少子高齢化の社会で、みんなが知恵と力を出し合うための条例です。

②自治ってどんなこと？

“自分たちのまちに関する課題や問題を自らの責任において解決すること。”

すなわち、「向う三軒両隣」「班・隣保」「町」「地区」「市」などすべてが自治の単位となります。つまり身近な地域のために活動することも立派な「自治」になります。

このコーナーでは、より暮らしやすく住みよい「西脇市らしい」まちづくりの実現を目指した「西脇市自治基本条例」の制定に向けての取り組みや内容をお伝えしていきます。

準備段階から市民の皆さんに知っていただくことでより良い条例を作り上げようとするものです。ご意見やご質問などがありましたら、下記までご連絡ください。

◆問合せ ふるさと創造部まちづくり課
(市役所内線523)

新年明けましておめでとう
ございます。昨年は、未曾有の大震災・原発事故が東北地方で発生し、一人ひとりが「命・絆・生き方」などさまざまなことを振り返り、今年は一歩ずつ着実に前進していきたいとお考えの方も多いでしょう。

その前進したい気持ちを素直に受けとめ、真摯に実践している素晴らしい若者たちに出会いました。その若者たちとは西脇北高校生で、昨年開催された西脇市人権教育研究会

心のスケッチ 54 人権教育室「コラム」 若者のボランティアから学ぶ

た報告でした。
また、彼らはその時学んだことを活かし、昨年の台風12号で被害に遭われた市内の方々に支援するボランティア活動を、被災翌日から全校生で積極的に、地域の方との固い絆と信頼関係が生まれ、「北高生を誇りに思う」との声も聞かれます。

彼らの活動や思いは、私たちに夢と希望を与えてくれました。西脇北高校生のこれらの活動を温かく見守り、支援していきたいと思えます。これからも「お互いの夢と希望が育つまち(市人教「西脇市人権のまち あいいうえお」より)にしていきたいですね。(人権教育室)



▲日野小学校の入学式

好きです！にしわき！ わたしのふるさと

教育委員会や学校園のホットな情報をお知らせします。

今、この時を輝いて生きる
次世代につなぐ、心豊かな人づくり、まちづくり

小・中学校へ入学のお子さんがある保護者の皆さんに 就学通知書を送付します

平成24年4月に小学校・中学校へ入学予定の方には、1月中旬に住民登録に基づいて指定校への就学通知書を送付します。指定校は、次の特別な理由がある場合に変わります。
また、現在、小学校・中学校へ通学中の方も特別な理由がある場合は、年度途中で変更ができます。

特別な理由とは

- ①地理的理由
指定校への通学が地理的に著しく困難または危険な場合
- ②身体的理由
特別支援学級(障害児学級)入級希望者で、指定校に特別支援学級が設置されていない場合
- ③家庭事情に関する理由
保護者の就労・病気等のため、指定校区以外の家庭で児童生徒の保護、または保護者が指定校区以外の就労場所等で児童生徒の保護が必要な場合
- ④その他の理由
・特認校制度を利用して双葉小学校への入学を希望する場合
・国立・私立に入学するなど

手続きの方法は

- ①指定校以外の市立学校に入学
印鑑を持って市教育委員会へお越しください。
 - ②他市町立の学校に入学
入学を希望する学校の市町教育委員会へお申し込みします。
 - ③国立・私立の学校に入学
その学校への入学許可書と印鑑を持って市教育委員会へお越しください。
- ※いずれの場合も事前にお問い合わせください。

◆問合せ 学校教育課
(市役所内線536)

消費生活センターから・・・

西脇市と多可町で消費生活相談窓口を相互利用しています

多可町との定住自立圏構想の中で、消費生活に関する相談は、西脇市・多可町どちらの消費生活相談窓口でも利用できます。巧妙な手口による悪質商法や多重債務の被害が後を絶ちません。「これってあやしい?」「もしかしたら大丈夫か?」と感じたら、一人で悩まず相談してください。きっと解決策が見つかります。

■専門相談員による相談日時(予約優先)
○西脇市消費生活センター(生活環境課内)
☎22-3111(代表)
毎週月・水・木曜日(祝日は除く)
午前10時～午後4時

○多可町消費生活センター(生活安全課内)
☎32-4777(直通)
毎週金曜日(祝日は除く)
午前10時～午後4時

※右記以外の曜日は、市・町職員が受け付けます。

◆問合せ 西脇市消費生活センター(生活環境課内) ☎22-3111

あぐりコラム 43

農業には 魅力がいっぱい



西脇市では、今、農業振興を主要施策の柱の1つに位置づけ、さまざまな事業を推進しています。このコラムでは、農業に関係するいろいろな情報をお知らせします。

農産加工グループの活動の魅力

たり、農家と生産の面で協力したり、地域をPRするイベントに参加したりと活動は多岐にわたります。こうした活動は女性が知恵や工夫を実践に移し、活躍できる場でもあります。

このコラムの中で何度か触れてきた北はりま旬菜館でも、加工グループ「旬菜房」が活動を始めています。地場農産物のおいしさを多くの方に届けたい、地域の魅力を伝える特産品を開発し北はりま旬菜館や地域を元気にしたいという思いで活動しています。

皆さんも地域や子どもたち、そして自分のために、このような活動に取り組んでみませんか。興味のある方は市農林振興課(市役所内線319)までお問い合わせください。